

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年2月22日 午前10時00分 招集
2. 令和6年2月26日 午前9時59分 開議
3. 令和6年2月26日 午後1時15分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企画財政課長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	会計管理者(会計課長)	加 来 隆 浩
市 民 課 長	森 永 智 保	健康増進課長	山 内 る み
まちづくり課長	石 松 昭 信	上下水道課長	竹 原 昭 典

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 阿蘇市複合経営促進施設条例の廃止について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 阿蘇市古代の里キャンプ村条例及び阿蘇市宮坊中野営場条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 阿蘇市下水道条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 18 | 議案第 20 号 | 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 19 | 議案第 21 号 | 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 3 号）について |

日程第 20	議案第 22 号	令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 21	議案第 23 号	令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 22	議案第 24 号	令和 5 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 23	議案第 37 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について
日程第 24	議案第 38 号	財産の無償譲渡について
日程第 25	議案第 39 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 26	議案第 40 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 27	議案第 41 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 28	議案第 42 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 29	議案第 43 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 30	議案第 44 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 31	議案第 45 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 32	同意第 1 号	阿蘇市教育長の任命について
日程第 33	同意第 2 号	阿蘇市教育委員会委員の任命について

午前 9 時 59 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 3 号 阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、議案第 3 号「阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 4 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 3 号、阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、5 ページ下をお願い申し上げます。本件は、職員の降給に関して必要な事項を定めるため、本条例を定めるものでございます。

それでは、詳細を御説明申し上げます。4 ページをお願いします。

まず、第 1 条の目的でございます。御承知のとおり、地方公務員法が改正されまして、定年齢の引上げが令和 5 年 4 月 1 日から施行されております。これに併せて導入されました役職定年、併せて給料の 7 割措置、これは職員の意に反する降給として位置づけられ、分限処分に該当することになります。地方公務員法の第 27 条第 2 項におきましては、「職員は、法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない」、そういった規定がございます。また、同じく地方公務員法第 28 条第 3 項には、降給は条例で定めなければならないとされております。そういった経緯から本条例を定めるものでございます。

第 2 条をお願いします。ここに降給の種類としまして、降格、降号、法第 28 条の 2 第 1 項、いわゆる先ほど申し上げましたけれども、役職定年及び 60 歳以後の給料 7 割措置に基づく降給とすると規定をしております。

第 3 条に降格の事由としまして、職員が降任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、第 1 号に降格の事由を定めております。第 1 号、アとしまして、職員の勤務実績がよくないと認められる場合に指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお状態が改善されないとき、イとしまして、心身の故障のために職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合、ウとしまして、適格性を欠くと認められる場合に指導等の措置を行ったにもかかわらず、改善されないときとしております。

第 4 条には、降号の事由を定めております。職員の勤務状況に基づきまして勤務実績がよくないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されないときと規定を行っております。

第 5 条に通知書の交付、第 6 条には受診命令に従う義務を定めております。

なお、本条例につきましては、附則におきまして令和 6 年 4 月 1 日から施行すると規定をしているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。これより質疑を行います。ただ今説明のありました議案第 3 号「阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について」から議案第 45 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10番議員、竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 10番議員、竹原です。

お伺いしたいんですけど、これは昇格する期間ですね、判断する期間はどのぐらいをみていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 竹原市議、昇格の期間というと具体的に、すみません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） ですから、判断基準を一応決めた場合、それに対して職員に通告する期間です。例えば、この職員が職務上、問題があると、それを判断して、昇格を指示というんですか、昇格を発した時点ですね、その間の時間的な関係です。

○議長（菅 敏徳君） 竹原祐一君、昇格ですか、降格ですか。

○10番（竹原祐一君） 降格です。

○議長（菅 敏徳君） 降格ですね。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） 降任、降格の話であろうかと思います。これについては、平成28年度に人事評価制度というのが地方公務員法に適用されるようになりました。この職員の人事評価に基づいて実施するわけですが、今の想定では2年間の人事評価の成果といますか、結果に基づきまして、これがA・B・C・D・Eということで段階がございます。例えばE評価を2年連続でとった場合、そういう評価であった場合については、その職員に対して上司と、あと総務のほうからそういった研修期間あたりも設けて、行って、また勤務につかせた場合に、そのときにきちんとした業務成果が果たされない場合について、こういった降任、降格あたりをまた検討していくという手続になってくるかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

この場合、人事評価をする人は、どなたがされるわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 人事評価につきましては、評価者は課長補佐以上になりますので、課長補佐が一次評価者、二次評価者を課長。これは、段階的に、例えば一般職で係長以下であれば、課長補佐が一次評価で、二次評価が課長になります。これが課長補佐、課長になりますと部長も評価者として入ってくるということになってまいります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 17番、谷崎です。

第2条に降格と降号について書いてあって、降給については地方公務員法で定めてあるんですが、第3条、第4条には降格、降号が書いてありますが、降給については書かなくていい

いんでしょうか。

それと、もう一つは、公正に判断と書いてありますけれど、これが公正かどうかを判断する機関というのはあるんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 先ほど総務部長から説明がありましたとおりですが、降給は職員の意に反して行うものになってまいりますので、この降給について条例を制定するという事で今回の議案に提出されておりますので、この条例の中には降給については特段条文の中に盛り込まれていない、これそのものが降給の条例であるということで御認識をいただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） では、公正な判断については、また後から答えていただきたいんですけど、これを読んでみると、降格と降号と降給と3つ書いてあるように見えるんですが、2つのことだけを第2条では言っているということですね。降格と降号のことだけを第2条では言っているということですか。文章がちょっとややこしいので、読み取れなかったんですが。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 第2条では、同一の級から、例えば、給料表は1級から7級までありますので、5級の職員を4級に下げる場合は降格という表現になります。1級から7級には、1級、2級を主事、3級を主任、参事、4級を係長、5級を課長補佐、6級を課長、7級を部長としておりますので、各級、役職に応じた級になっております。同じ級から、例えば5級の20とかにいた職員を15とかに下げる場合は降号という表現になってまいります。この規定を第2条で規定をしているところでございます。

公正な判断の機関ですけれども、これについては当然評価者がきちんと評価者の研修等も積んで人事評価を行うということになりますので、公正な評価ができていたかどうかを判断する機関というのは特段設けていないというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君、3回目です。

○17 番（谷崎利浩君） ということであれば、任命権者はと書いてありますので、直属の上司とか任命権者が公正に判断すると前提いたしまして、その取決めに不服だった場合は不服審査に出せる案件として考えておいてよろしいんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） そういった場合については、部長または任命権者である市長のほうで内容を精査するという事になってくるかと思います。不服申立てについては、それが、例えば公正な人事評価が行われたということで市長が判断した場合には、また上部の人事委員会、熊本県の公平委員会に申立てをするという形になってくるかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、議案第 4 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 6 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 4 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。6 ページ下をお願いします。本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

具体的に申し上げますと、今回、地方自治法の一部改正によりまして、公金事務の私人委託制度の見直しに関しまして地方自治法及び地方自治法施行令に新たな条項が加わっております。この地方自治法の条項の追加によりまして条ずれが生じたので、本条項を引用している市の関係条例、阿蘇市監査委員に関する条例をはじめ、全部で 4 つの条例の引用条項を改正するものでございます。

それでは、7 ページからの新旧対照表を基に御説明申し上げます。

まず、第 1 条、阿蘇市監査委員に関する条例、中段、第 2 条、阿蘇市水道事業の設置等に関する条例、下段になります、第 3 条、阿蘇市病院事業の設置に関する条例、いずれにおきましても、「地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改正するものでございます。

8 ページをお願いします。第 4 条、阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例におきましても、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴いまして、下線が引いてありますけれども、引用条項を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 3 議案第 5 号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3、議案第 5 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 9 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 5 号、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。9 ページ下をお願いします。本件は、情報公開・個人情報保護審査会委員及び政治倫理審査会委員の報酬を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細を御説明申し上げます。現在、学識経験を有する者としまして、情報公開・個人情報保護審査会委員においては弁護士 1 名を委嘱中でございます。また、政治倫理審査会委員におきましては、事案が生じた際にこれまで 2 名の弁護士の委嘱を行って、対応を行ってまいりました。会議、審議におきましては 2 時間以上を要する場合も多々ありまして、また審議以外においても最終的な答申書案の作成でありますとか、資料等の収集に多くの時間を拘束している状況にございます。弁護士としての通常の相談料 30 分 5,000 円と言われておりますけれども、30 分 5,000 円に対しまして、現行の日額報酬 1 万円では非常に低額である、そういったこともございまして、今回、学識経験を有する者とその他の委員で区分けをまず行いまして、学識経験を有する者につきましては報酬を「日額 2 万円」に改める改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） これは学識経験者の見解で結構いろいろ変わるところもございまして、学識経験者の定義というのはあるのか、お伺いします。それと、阿蘇市の場合は主に弁護士に頼むということで認識しておいてよろしいか、お伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） まず、学識経験者の定義でございますけれども、これは知識・経験等を有している者ということで、特に弁護士であるということに限ったわけではございません。この情報公開・個人情報保護審査会の委員については法的な見識をものすごく重要視されるものでございますので、基本的に学識経験というものは弁護士ということで、規定といたしますか、選任をしているところでございます。そのほか、法的な見識、それから知識、経験ということで大学の教授あたりも当然想定の中に入ってくるというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 6 号 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 4、議案第 6 号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 11 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 6 号、阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由になります。12 ページ下をお願いします。本件は、上位法であります地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりましたので、関係条例の一部を改正するものでございます。

繰り返しになりますけれども、会計年度任用職員の、いわゆるボーナス、これにつきましては、これまで期末手当のみ支給可能とされておりました。しかしながら、法の改正によりまして、会計年度任用職員につきましても勤勉手当を支給できることとなりましたので、関係する条例、3 つの条例を今回改正するものでございます。

それでは、13 ページからの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第 1 条としまして、阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正でございます。本条例につきましては、私たちと同じフルタイム勤務である第 2 号会計年度任用職員に関する規定でございます。

第 20 条第 1 項におきまして、阿蘇市職員の給与に関する条例の規定による勤勉手当の支給規定をフルタイム勤務の会計年度任用職員にも準用するとしたものでございます。

第 2 項になります。同条例に規定する期末手当の不支給及び一時差止めについても同様に準用するとした規定でございます。

次に、第 2 条、中段から下をお願いします。阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。この改正につきましては、パート勤務であります第 1 号会計年度任用職員に関する規定でございます。まず、題名に「勤勉手当」を追加しております。

14 ページをお願いします。第 8 条の 2 第 1 項につきましては、勤勉手当の支給要件としております。第 1 号は、6 月以上の任用期間があつて、基準日、6 月 1 日と 12 月 1 日になりますけれども、基準日に在職していること。第 2 号としまして、支給率につきまして 100 分の 102.5 を超えてはならないこと。この 100 分の 102.5 というのは、私たち一般職と同じ率となっております。第 3 号としまして、基礎額について、その日以前の 6 月以内の在職期間における報酬の 1 月当たりの平均額とするとしております。

15 ページをお願いします。15 ページ、第 2 項につきましては、先に御説明申し上げましたけれども、フルタイムであります第 2 号会計年度任用職員と同様に、期末手当の不支給及び一時差止めにつきましても第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当にも準用する、そういった規定でございます。

次に、第 3 条をお願いします。阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となりま

す。育児休業を取得している職員の期末手当等の支給に関する規定を今回改正を行っております。第5条の3第2項におきまして、基準日前6月以内の勤務実績があれば期末手当等が支給されることとなっております。ただ、これまでは育児休業を取得中の会計年度任用職員は除くとされていた規定を削除し、勤勉手当を支給できるよう改正するものとしているところでございます。

なお、本条例におきましては、附則におきまして令和6年4月1日施行としております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第7号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、議案第7号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の16ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第7号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

18ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、19ページ以降の新旧対照表で御説明をいたします。

まず、19ページをお願いいたします。表の上段になりますが、第23条につきましては、文言を追加しております。内容としましては、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を書面で掲示することに加えまして、インターネット上においても閲覧できるようにすることを今回義務づけるものでございます。

次に、第4章、雑則については、第52条を新設しております。19ページから22ページの第52条全般の内容としましては、今まで書面で行っていたクラスの記録や個人の記録及び保存などの作業を電磁的記録で行うことが可能となります。ただし、利用者、これは保護者等になりますが、利用者から事前に承諾を得る必要があります。この条文の目的として、デジタル化の進展に対応し、施設の運営を効率化し利便性を高めることにあります。また、情報の作成、保存等が用意となりまして、作業の効率化が図られるとともに、利用者に対する情報提供も電子的な方法で行えるように利用者がいつでもどこでも保育ICTシステムの

情報にアクセスできるようになり、利便性が向上することが見込まれます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 8 号 阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、議案第 8 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 続きまして、議案集の 23 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 8 号、阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

24 ページをお願いいたします。これまで接近禁止命令と退去等命令が保護命令として改正前のDV防止法「第 10 条第 1 項」に規定されておりましたが、改正後の同法では「第 10 条第 1 項」と「第 10 条の 2」に分けて規定されることになりました。内容的には、配偶者からの暴力を受けた被害者が安全に生活できるように一定期間暴力を行った配偶者に対しまして住居からの退去を命じることが可能となりました。これによりまして、今回新たに設けられました退去等命令が発動された場合、その家庭は阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の対象となり、配偶者からの暴力により、1 人で子育てをしなくてはならなくなった親、及びその者に扶養されている児童の医療費の負担を軽減できるようになります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

医療費を軽減するということですが、これは全額補助するということですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

ひとり親医療では一部の補助になりますけれども、今、児童に関して、すべての医療費については市のほうで子ども医療をやっておりますので、結果的には個人負担はないという形になります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 9 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 7、議案第 9 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 25 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 9 号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、第 9 期となる令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率を定めたいので、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、新旧対照表で御説明をいたします。

26 ページをお願いいたします。表の一番上になりますが、第 4 条第 1 項中、これまでの第 8 期の期間「令和 3 年度から令和 5 年度」を第 9 期期間として「令和 6 年度から令和 8 年度」に改正をしております。表の中段以降の第 2 項、第 3 項及び第 4 項も同じく期間の改正を行っております。

次に、国の定める第 1 号保険料に関する見直しにつきましては、段階数をこれまでの「9 段階」から「13 段階」とされ、これはもとの 9 段階目に該当する部分を細分化いたしまして、9 段階から 13 段階とするものでございます。これに伴いまして、高所得者の標準乗率を引き上げます。そして、その一部を低所得者の標準乗率引下げに充てる形になります。したがって、改正後の第 4 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 10 号から第 13 号は、表に記載されている金額となります。なお、第 4 号から第 9 号の変更はございません。

次に、26 ページの中段以降から 27 ページにかけての第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項につきましては、低所得者保険料軽減負担金としまして国の定めた負担割合からさらに公費により低所得者に対する負担軽減が行われ、記載されているとおり、第 2 項が「1 万 9,488 円」、第 3 項が「3 万 3,168 円」、第 4 項が「4 万 6,848 円」と改正されております。

なお、基準保険料につきましては、第 9 期の期間もこれまでの第 8 期期間と同じ月額 5,700 円の据置きとしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） これは控除前の所得に連動すると思うんですけども、その所得は第 9 号から第 10 号に移るのが大体幾らぐらいで設定されているのか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回、第 8 期からの変更点としまして、これまであった第 9 段階、これを細分化いたしま

して、第13段階とするということになっております。その中で、第9段階につきましては、合計所得金額が320万円から420万円未満となっております。次の第10段階に関しましては、420万円から520万円未満となっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第10号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第8、議案第10号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） おはようございます。

議案書の28ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第10号、阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案理由です。本件は、阿蘇東部土地改良区が設立されたことに伴い、新たに協議会委員を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

本条例につきましては、農振地域整備計画の策定や計画に基づく事業実施に関する重要事項を検討する協議会につきまして必要事項を定めたものでございますが、その構成員につきましては、市議会、農業委員会、JA阿蘇や土地改良区などから選出いただいております。先般、阿蘇東部土地改良区が設立されましたので、新たに構成員として参画いただくために本条例を改正するものでございます。

それでは、29ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項第3号中「一の宮土地改良区」の後に「阿蘇東部土地改良区」を加えております。

以上、提案申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第11号 阿蘇市複合経営促進施設条例の廃止について

○議長（菅 敏徳君） 日程第9、議案第11号「阿蘇市複合経営促進施設条例の廃止について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 議案書の 30 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 11 号、阿蘇市複合経営促進施設条例の廃止について、御説明申し上げます。

まず、提案理由です。本件は、阿蘇市複合経営促進施設の廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。

本件施設につきましては、平成 11 年 3 月に国庫補助事業を活用いたしまして、狩尾の J A 阿蘇（阿蘇町中央支所）の北側に耐候性硬質ビニールハウスを 4 棟整備しております。主にミニトマト部会など野菜生産部会に貸し出してきたところでございますが、令和 3 年度以降につきましては利用希望者もなく、現在では経年劣化によりましてフィルムや給水設備、加温設備など修繕不能なほど損傷している状態となっております。仮に資金投入いたしまして設備を取り替えても、利用希望者が見込めないことから、継続利用が困難と思われます。また、解体撤去をするにしても、かなりのコストがかかりますので、この機会に土地所有者であります J A 阿蘇に無償譲渡することが最も適切であるとの判断に至りました。先般、J A 阿蘇にその旨申し入れたところ同意が得られましたので、今回条例廃止について上程申し上げた次第でございます。

なお、本条例の廃止後、当該施設の無償譲渡につきましては、後ほど議案第 38 号にて改めて御説明させていただきます。

以上、本条例の廃止につきまして御提案申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 12 号 阿蘇市古代の里キャンプ村条例及び阿蘇市宮坊中野営場条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 10、議案第 12 号「阿蘇市古代の里キャンプ村条例及び阿蘇市宮坊中野営場条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 議案書の 31 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 12 号、阿蘇市古代の里キャンプ村条例及び阿蘇市宮坊中野営場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、32 ページの提案理由でございます。本件は、阿蘇市古代の里キャンプ村及び阿蘇市宮坊中野営場の管理費増加に伴い、安定的な管理運営を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

昨今の物価高の影響によりまして光熱水費や燃料費の高騰が続いており、施設の維持管理費が増大しております。したがって、熊本県内や九州各地の類似キャンプ場の料金を参

考に今回料金体系を見直しまして、将来にわたり安定的に管理運営していくために使用料の増額改定を行うものでございます。

それでは、33 ページの新旧対照表に基づきまして改正内容を御説明いたします。

まず、コテージにつきましては、定員 5 人用の使用料を「1 万 5,000 円」から「1 万 8,000 円」に、定員 10 人用につきましては「2 万円」から「2 万 3,000 円」に増額しています。また、追加料金につきましては、小中学生「500 円」を「600 円」に、大人「1,000 円」を「1,200 円」に増額しています。以下、オートキャンプ場、東屋についても記載のとおりでございます。下段の「テント持込料」につきましては、「フリーサイト」に使用区分名を変更いたしまして、1 泊 1 張 2,500 円に料金を統一し、新たに電源使用料金を 1 泊 1,000 円徴することとしております。

続きまして、34 ページの坊中野営場につきまして御説明いたします。管理料の金額につきまして「500 円」から「700 円」に、テント持込料の 1 張「500 円」を「700 円」に増額しております。

以上、御提案申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 13 号 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 11、議案第 13 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 議案書の 35 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 13 号、阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、阿蘇市草原情報館の増改築及び国立公園小里園地事業の変更協議に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

草原情報館につきましては、本年度において交流人口の拡大を目的に自然体験ツアー参加者の滞在、周遊促進を図るために改修工事を実施しております。新たに特産品コーナーや交流スペースなどを設置いたしますので、それらの施設内容の変更分について改正するものでございます。

それでは、36 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 4 条につきまして、右側下線部の「受付、オフィス、広場、調整池、駐車場及び駐輪場」を、左側下線部のとおり「事務室、ワークスペース、オフィス、特産品コーナー、交流スペース、便所、倉庫及び付帯施設並びに多目的広場、駐車場」に改めることとしております。

以上、御提案申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

提案理由の中に出ていた国立公園小里園地事業の説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 小里園地事業でございますが、当該施設は国立公園の第 3 種特別区域に当たりまして、そこに設置する場合は自然公園法に基づく協議、認定を受けて設置するという環境省の決まりがございまして、そういった園地指定を受けているということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 14 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 12、議案第 14 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） おはようございます。

議案書 37 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 14 号、阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございます。37 ページの下をお願いいたします。本件は、水道法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

38 ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。これまで厚生労働省が所管しておりました水道事業が本年（令和 6 年）4 月より国土交通省と環境省に移管されることになりましたので、それに伴い、関係箇所の改正となります。

阿蘇市水道事業給水条例の第 4 条、第 38 条、第 46 条中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、39 ページをお願いいたします。39 ページになりますが、阿蘇市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の第 4 条中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 15 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 15 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） 議案書 40 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 15 号、阿蘇市下水道条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございます。下になります、本件は、下水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

41 ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明申し上げます。

特定事業所が公共下水道を使用するためには下水排除基準が定められております。その中の 1 つでございます六価クロムの基準が 1 リットルにつき「0.5 ミリグラム」から「0.2 ミリグラム」に強化されたものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

六価クロムといいますと、昔、複写するときのカーボン紙などを製造するときに出ていたものだと思いますけれど、阿蘇市あたりに対象になるような施設があるわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 六価クロムでございますけれども、阿蘇市においては今のところ対象となる施設はございません。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 5 分に再開します。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 14 議案第 16 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、議案第 16 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊 1 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 16 号、令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について、御説明申し上げます。

開いて、1 ページになります。まず、第 1 条ですが、今回の補正予算（第 7 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 644 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 207 億 8,962 万 6,000 円と定めております。

第 2 条から第 4 条までにつきましては、5 ページ以降で説明いたします。

5 ページをお願いいたします。5 ページから 6 ページにかけましては、第 2 表、繰越明許費補正になります。追加分としまして 28 件、約 15 億円の繰越しを予定しております。繰越理由としましては、資材等の入手難、用地交渉など、地権者、関係機関等との調整に時間を要したこと、また国補正によりまして 12 月定例会等で計上したものなどが理由として挙げられます。

次に、7 ページになります。7 ページは、第 3 表債務負担行為補正になります。こちらは、株式会社 A S O ワークネットに委託しております指定管理業務など 6 件になります。現在、低廉な価格で公共施設の管理運営を行っております A S O ワークネットの社員の方の賃金が熊本県の最低賃金並みの水準であること、また今般の原油価格、物価高騰などの影響も踏まえまして、今後の持続的かつ安定的な公共施設の管理運営を維持するため、契約協定期間中の委託料を追加するものでございます。

続いて、8 ページをお願いいたします。こちらは、第 4 表、地方債補正になります。まず、上の段は追加分としまして 2 件を上げております。こちらは、いずれも国補正に伴うものでございます。また、下の段は変更分としまして 7 件を上げておりますが、主に事業費の確定等に伴いまして、地方債の額を増額あるいは減額したのになります。

それでは、まず主な歳入予算について説明させていただきます。

13 ページをお願いします。13 ページの上から 2 行目の平成 28 年熊本地震復興基金交付金につきましては、1 億 9,180 万 3,000 円を追加計上しております。こちらは、熊本県が国の特別交付税等を財源としまして創設しております復興基金のうち、使途が定まっていない執行残の 50 億円を復旧・復興の総仕上げとしまして全市町村に配分することになり、人口規模及び被災状況等に応じて算定された額、約 1 億 9,000 万円が追加交付されることとなります。阿蘇市では、本補正予算におきまして熊本地震関連の公債費元利償還金に約 2,000 万円を活用することとし、残りの約 1 億 7,000 万円につきましては基金に積み立て、来年度以降の事業等に活用する計画でございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

18 ページをお願いいたします。まず、18 ページの一番下になります。先ほど説明しまし

た熊本地震復興基金費に基金積立としまして1億7,155万9,000円を計上しております。今回の追加交付分につきましては、従来よりも要件が緩和されまして、令和8年末までに熊本地震関連の復旧・復興費に活用することとしております。

続いて、その1つ上、下から2行目になります。来年度以降に備え、基金積立金として地域情報化基盤整備基金費に5,000万円を積み立てることとしております。

続いて、20ページをお願いします。民生費になります。20ページ、左端の目3児童運営費の節18負担金補助及び交付金の上から3行目、性被害防止対策設備等支援事業費補助金としまして107万5,000円を計上しております。こちらは、保育所等におけるパーティションなどの設置による子どものプライバシー保護や保護者の方からの確認依頼等に応えるためのカメラの設置など、性被害防止対策を実施する保育所等に支援するものでございます。

次に、21ページをお願いします。農林水産業費になります。21ページの左端の目3農業振興費の上から3行目、担い手づくり支援交付金事業補助金としまして403万5,000円を追加計上しております。こちらは、田植機など農業機械導入に対する補助金で、国補正で採択を受けた3件分になります。なお、予算の全額が国庫金を財源とする県補助金になります。

続いて、24ページをお願いします。土木費になります。24ページの一番下の汚泥再生処理施設搬入道路拡張工事につきましては、跡ヶ瀬のし尿処理場の搬入道路になりますが、資材高騰なども含め450万円を追加計上しております。なお、財源につきましては、すべて阿蘇広域行政事務組合からの負担金になります。

続いて、26ページをお願いします。教育費になります。26ページの款項目番号で申し上げますと、款9、項1、目2事務局費の2行目、基金積立になります。こちらは、児童生徒の教育環境等の整備充実に向けて1億円を基金に積み立てる計画です。現時点で積立て後の教育施設整備基金残高につきましては、約5.5億円になる見通しでございます。

続いて、27ページをお願いします。27ページの一番上、阿蘇図書館屋根修繕工事として241万2,000円を計上しております。こちらは、築30年近く経過している施設屋根の防水塗装及びコーキングが損傷していることから、雨漏り等の防止対策として修繕工事を行うもので、工期の関係で全額を繰り越すこととしております。

続いて、同じページの下から3行目になります。アゼリア21施設管理業務委託料（燃料費高騰分）として350万円を計上しております。こちらは、指定管理者募集に当たり、令和元年度当時に算定した燃料費等が著しく高騰していることから、その差額等を指定管理のリスク分担に基づき追加するものでございます。

最後に、28ページの一番下になりますが、今回不足する財源につきましては、予備費から297万8,000円を減額して編成しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 5ページの繰越明許費補正ですが、社会福祉費の価格高騰緊急支援給付金費ですか、追加分4,900万円、これについて事業内容の説明と事業経過とどの部分を

繰り越していくのか、それについて御説明をお願いします。

それと、もう一つ、先ほど出ましたアゼリアの重油の追加分ですけども、今までは温水プールがあったので結構あったと思うんですけど、これは入浴のシャワーというか、入浴に関する部分でもやはりこれだけ足りないということで計上されているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

価格高騰緊急支援給付金費（追加分）の繰越しについてですが、本件は、今年1月から給付を開始した非課税世帯への7万円給付に関する予算のうち、既に支払いを行った1回目から2回目までの2億3,798万1,000円、こちらを控除した分を繰り越すという形で、今、計上しております。既に大体95%程度が支払い済みということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） アゼリア分につきまして、先ほども企画財政課長からありましたように、令和2年から令和6年までの指定管理料ということで令和元年に試算しております、その当時から燃料費とか、先ほど御質問がありました水道、光熱費等が高騰したということで今回上げさせていただいております。

すみません、簡単に申し上げますと、入浴しかありませんので、入浴分となります。

○議長（菅 敏徳君） 他にありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 指定管理等を契約したときには温水プールまで入れたところで重油代も含めて計算して契約しているんだと思っていたんですけど。だから、温水プールを使わない分、入浴だけだったら重油代は浮くと思うんですが、それでも足りなかったんですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 当初と比べまして足りなかったということです。

○議長（菅 敏徳君） 他にありませんか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 今の関連ですけども、今、谷崎議員が言っていますが、プールを使っていないのに、風呂だけでそんなに燃料がいるんですか、その説明を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 今の御質問にお答えいたします。

全体の沸かす量は変わらないものですから、温水プールのときも温水ですね、今回の温泉の分も全体のタンクを一度温めて、そして配給するということですので、変わらないということになります。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12番（市原 正君） 今の説明はちょっと理解できないんですが、結局1日ずっと温め

るためにそれだけ必要ということですか。それで、温水プールは中止しているでしょう。じゃあ、温泉だけだったらそれだけ要らないんじゃないですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えします。

アゼリア全体で使う温水を一度に同じタンクで温める燃料ということで、今、温泉といたしますか、お風呂しか使っていませんけれども、その燃料費がかかっているということになります。

○議長（菅 敏徳君） 他にありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君、3 回目です。

○17 番（谷崎利浩君） ということは、温水プールがあろうがなかろうがかかる経費は同じということですか。だったら、温水プールはやったほうがいいんじゃないですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の御質問でございますけれども、課長の説明は、要は、温水プールと浴場とそれぞれ沸かすタンクが別々にあるわけではなくて、1 つのタンクでお風呂沸かしプールは余熱を利用しているからという説明でございます。リスク分担の高騰分については、昨年度よりも下がっていると思うんですけども、結局思ったよりは下がらないんです。そうやって1 つのタンクをずっと沸かしている以上は、かかる燃料費についてはあまり差はありません。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君、3 回目です。

○12 番（市原 正君） アゼリアの件はそれでいいとして、18 ページの地方バス運行等特別対策補助金について詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

地方バス運行等特別対策補助金につきましては、今回、約 1,500 万円ほど減額をしております。路線バスの、いわゆる赤字補助という形になりますけれども、利用者としましては、コロナ 5 類以降、増加傾向にありますけれども、やはり燃料費の高騰という部分の影響で対前年比約 170 万円ほど増ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 17 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 15、議案第 17 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊 2 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 17 号、令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、御説明します。

1 ページをお願いします。第 2 号補正になります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,242 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 4,102 万 2,000 円と定めています。

6 ページをお願いします。歳入になります。

款 1 使用料及び手数料、目 1 観光施設使用料、阿蘇山公園道路の使用料になります。補正の額を 4,466 万 2,000 円の増としております。本年 1 月 23 日に噴火警戒レベル 2 に引き上げられて以降、火口見学は行われておりません。しかしながら、それまでの火山活動は穏やかでありまして、4 月から 12 月までは例年にない約 90% の高い見学率となりまして、道路使用料は表記のとおり増額補正となりました。内訳は、説明のとおりです。

7 ページをお願いします。中段になりますが、款 5 諸収入、雑入です。説明の中の雑入、上段の 53 万 5,000 円は令和 4 年度分の消費税の還付金になります。その欄の下の納付金（E ゾーン）というものは、バス事業者から納付いただくものです。1 人当たり 200 円になります。当初 1 万 5,000 人の利用を見込んでおりましたが、火山ガスの発生が少なく、既存エリア B ゾーンがほとんど使えておりましたので、E ゾーンを開く機会は大変少ないということになりました。これまでの実績で 23 回バスが運行されまして、680 人が見学をされております。

8 ページをお願いします。歳出です。

款 1 観光施設費、目 1 公園道路管理費、節 10 需用費、消耗品と修繕費は 3 月中に立入規制が解かれた場合に備えた費用になります。一番下の欄、積立金、ここに阿蘇山観光事業特別会計財政調整基金の積立てに 3,999 万 9,000 円を計上しております。今後も、こうした長期の立入規制による収入の減や災害等に備えるものです。

以上、御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 18 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 16、議案第 18 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第 18 号、令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明させていただきます。

別冊 3 でございます。1 ページをお願いします。令和 5 年度の阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 752 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 1,624 万 5,000 円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。こちらは、6 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

7 ページをお願いします。歳入でございますけれども、主に事業費の確定によります減額となっております。上から下水道事業費国庫補助金 140 万円の減額、一般会計繰入金 22 万 2,000 円の減額、下水道事業債 590 万円の減額となっております、歳入合計△752 万 2,000 円となっております。

8 ページをお願いします。歳出となっております。

一番上の行ですけれども、一般管理費、こちらは報償費ですが、受益者分担金及び負担金前納報奨金は 38 万 8,000 円の増額となっております。こちらは、事業対象者の新築工事等の増加によります増となっております。

事業費ですけれども、歳入と同額で 752 万 2,000 円の減額となっております。

予備費ですけれども、一般管理費の前納報奨金を予備費からもっていておりますので、38 万 8,000 円の減額となっております。

歳出合計 752 万 2,000 円の減となっております。

続きまして、1 ページに戻っていただきまして、繰越明許費でございます。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。こちらは、3 ページになりまして、款 2 事業費、項 1 下水道事業費、事業名は阿蘇市下水道事業、繰越額は 8,827 万 9,000 円となっております。こちらの内訳は、補助事業における委託料及び工事請負費となっております。

続きまして、1 ページに戻っていただきまして、債務負担行為でございます。第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為」による。こちらは、4 ページになりまして、事項、阿蘇市浄化センター等包括的民間委託業務履行監視委託料、期間は令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間であり、限度額は 315 万円でございます。こちらは、9 月定例会で債務負担行為の議決をいただきました包括的民間委託に伴う阿蘇市浄化センター等維持管理業務委託料に附随する履行監視の業務委託でございます。

続きまして、1 ページに戻っていただきまして、地方債補正でございます。第 4 条、地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。こちらは、5 ページになりまして、下水道事業債について、補正前の限度額 8,010 万円を 590 万円減額し、7,420 万円とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 19 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 17、議案第 19 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 19 号、令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊 4 になります。1 ページをお開きください。本補正予算は、第 4 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 8,551 万 3,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入です。

款 6 県支出金、目 1 保険給付費等交付金、節 2 特別調整交付金 149 万 3,000 円につきましては、歳出と併せて御説明いたします。

款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 8 産前産後保険税繰入金 12 万 9,000 円につきましては、令和 6 年 1 月の制度開始に伴いまして、減税相当分を繰り入れる予定として補正計上しております。

7 ページをお願いいたします。3 の歳出です。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 10 その他償還金としまして、特別交付金返還分 72 万 8,000 円を計上しております。

次に、款 9 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直診施設勘定繰出金です。国保直営診療施設保健事業としまして 149 万 3,000 円を増額補正いたしました。先ほど歳入で申しました特別交付金を財源としまして阿蘇市病院事業会計に繰り出すものです。これにつきましては、事業費の額の確定に伴い、増額としております。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 20 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に
ついて

○議長（菅 敏徳君） 日程第 18、議案第 20 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計

補正予算（第４号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 20 号、令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊 5 になります。別冊 5 の 2 ページをお開きください。第 1 表繰越明許費です。款 1 総務費、項 1 総務管理費、介護基盤緊急整備特別対策事業 1,393 万 3,000 円になります。本予算につきましては、9 月定例議会におきまして補正承認いただきましたが、補助者であります熊本県の補助金内示が本年 1 月 11 日に発出されたことで年度内のみでの適正な工期を確保することができないため、その全額を繰り越すものであります。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 21 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 20 議案第 22 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 21 議案第 23 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 19、議案第 21 号「令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」から日程第 21、議案第 23 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」までの 3 件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号から議案第 23 号までを一括議題とすることに決定しました。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今一括議題としていただきました議案第 21 号から議案第 23 号までにつきまして、順に御説明申し上げます。

初めに、別冊 6 をお願いいたします。議案第 21 号、令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 829 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,479 万円と定めております。

それでは、6 ページの歳入予算から説明させていただきます。6 ページをお願いします。水道管移設工事補償金につきましては、国道 57 号滝室坂道路事業に伴い、支障物件となる坂梨財産区の水道管を移設するもので、国土交通省からの移設補償の金額が確定しましたので、829 万円を減額精算しております。移設工事は既に完了しておりまして、こちらは財産区が負担した設計費用の 10 割（全額）の補償額となります。

続いて、歳出になります。7 ページをお願いします。7 ページの一番上の行になります。市道豆札線水道管移設設計業務委託料につきましては、先ほど歳入で説明しましたが、設計業務完了に伴いまして不用額となりました 29 万円を減額しております。また、その 2 つ下、市道豆札線水道管移設工事につきましては、設計、工事ともに財産区で発注する予定でございましたが、工事につきましては国が直接施工することになりましたので、全額を減額しております。また、その 1 つ下の段になります。款項目番号で申し上げますと、款 5、項 1、目 1 財政調整基金費に今年度決算を見込みまして、今回 300 万円を積み立てることとしております。この結果、財政調整基金の残高につきましては、約 2,500 万円になる見込みでございます。

続いて、別冊 7 をお願いします。議案第 22 号、令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

開いて、1 ページをお願いします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,272 万 1,000 円と定めております。

それでは、6 ページの歳入予算について説明させていただきます。6 ページをお願いします。歳入は、1 件になります。一般会計繰入金につきましては、伐期を迎えた立山の山林の全伐に伴う分収金の 13% の額である 35 万 3,000 円を一般会計から繰り入れることとしております。

続いて、歳出予算について御説明させていただきます。7 ページをお願いします。まず、7 ページの一番上になります。こちらは、先ほど説明しました山林の伐採に伴う収入の全部を立山植林組合へ支出するものでございます。また、2 段目になります。財政調整基金費につきましては、こちら決算を見込みまして、今回 400 万円を積み立てる計画としております。この結果、財政調整基金の残高につきましては、約 1,100 万円になる見込みでございます。なお、不足する予算につきましては、予備費で調整させていただいております。

最後に、別冊 8 をお願いします。議案第 23 号、令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

開いて、1 ページをお願いいたします。中通財産区の補正予算につきましては、歳出予算のみの補正でありまして、歳入予算に増減はございませんので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

それでは、歳出予算について御説明いたします。6 ページをお願いします。6 ページの中段、款 5、項 1、目 1 財政調整基金費になります。中通財産区につきましても令和 5 年度決算を見込みまして、こちらは財政調整基金に 1,000 万円を積み立てる計画としております。

なお、積立て後の財政調整基金の残高につきましては、約 5,000 万円になる見込みでございます。なお、財源につきましては、同じページ一番上の水道工事費の不用額 350 万円とページ一番下の予備費から 650 万円を充用し基金に充てることにしております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 説明が終わりました。

これより議案第 21 号から議案第 23 号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 一般会計からの繰入金ですけれども、この財産区は基本的に財産収入があったときに繰り入れるということが基本で、ほかの繰入れはないということでしょうか。

それと、もう一つ、水質検査ですけれども、年 1 回とか、こういったパターンでやられるか、お答えをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まず、繰入金の関係でございます。一般会計からの繰入れについては、基本的には財産の貸付収入、原野の貸付け等々に応じて 13% の率で財産区に繰り入れるという形になります。

それと、水質検査の件ですか。毎月 1 回の定期検査、9 項目の検査がございます。そのうち、3 回については詳細検査ということで 29 項目の検査を行っております。さらに、年に 1 回の原水の検査ということで 51 項目検査を行っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 24 号 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 22、議案第 24 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました令和 5 年度阿蘇市病院事業会計補正予算書について、御説明させていただきます。

資料は、別冊 9 を御覧ください。開けて、1 ページでございます。本補正予算は、第 1 号補正となります。

第 2 条としまして、令和 5 年度阿蘇市病院事業当初予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただくということで、まず収入でございます。第 1 款の病院事業収益としまして 7,865 万 2,000 円を増額し、合計 30 億 2,246 万 4,000 円としております。次に、支出でございますが、第 1 款の病院事業費用としまして 7,865 万 2,000

円の同額を増額し、30 億 2,246 万 4,000 円としております。

次に、第 3 条としまして、予算第 7 条に定めた経費ということで議決を要する流用経費ですが、職員給与費としまして、今回 123 万 2,000 円を増額し、16 億 5,140 万 2,000 円としております。

次に、第 4 条としまして、予算第 8 条中の、これは棚卸資産の購入限度額でございますけれども、こちらを「3 億 1,460 万円」を「3 億 9,202 万円」に改めることとしております。

詳細につきましては、5 ページから説明をさせていただきます。

まず、5 ページの収入でございます。こちらにつきましては、目 3 補助金としまして、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金としまして 7,865 万 2,000 円を計上させていただいております。

それから、支出につきましては、6 ページでございますが、給与費としまして施設の法定福利費引当金繰入額でございますけれども、こちらを今回 123 万 2,000 円増額いたしまして、合計 1,391 万 7,000 円としております。

次に、材料費でございますが、これは薬品費でございます。注射の経費でございますが、今回 7,742 万円を増額させていただきまして、合計 1 億 7,392 万円とさせていただいております。今回の注射に係る経費につきましては、がん化学療法等の経費につきまして毎月 1 本 150 万円という注射が行われているような形もございまして、また物価高騰等により後発医薬品等も入らないとかいう部分もございまして、今回増額をさせていただいております。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

先般の臨時議会の際、医療センターからも能登地震に DMA T 派遣という話が出ていましたが、その必要経費等は今回計上しなくていいのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 先ほどお話がございました DMA T の派遣についてでございますが、5 名を派遣しております。経費については当然かかってきておりますけれども、こちらは現計予算を流用させていただいて対応しております。先ほどお話がありました予算に係る第 7 条の経費、給与費でありますとか交際費、こちらについては補正を要するという形でございまして、当該部分に当たらないということで現計予算の流用という形で対応させていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 37 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について

て

○議長（菅 敏徳君） 日程第 23、議案第 37 号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書に戻っていただきまして、議案書 42 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 37 号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まずもって、行政不服審査会とは、行政が行った処分に関し、その処分に不服がある場合に公正な手続の下で行政庁に対し不服申立てをすることができる救済のための制度でございます。

それでは、43 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

阿蘇市におきましては、現在ここに記載のあります熊本市、山鹿市をはじめ、県内 14 の市町村で共同設置を行っており、今回新たに玉名市、南関町、和水町が加わることで、また、今後の諮問件数の増加に対応すべく、委員の数を現在の「6 人」から「9 人」へと増員することに伴いまして規約を改正するものでございます。構成 17 市町村の同文による議決となっております。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 38 号 財産の無償譲渡について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 24、議案第 38 号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 議案書の 44 ページをお願いいたします。ただ今議題としてい

いただきました議案第 38 号、財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、阿蘇市複合経営促進施設の廃止にあたり、施設等
を無償譲渡することで土地所有者との協議が調ったことに伴いまして、議会の議決を求める
ものでございます。

本件については、先ほどの議案第 11 号で御審議いただきました狩尾の J A 阿蘇（阿蘇町
中央支所）の北側に設置してあります耐候性硬質ビニールハウス 2 棟を土地所有者である J
A 阿蘇に無償譲渡するものでございます。当該物件につきましては、平成 11 年 3 月、国庫
補助事業を活用して整備したものでございますが、施設の老朽化が著しく、設備の入替えを
しましても利用希望者が見込めないこと、また解体撤去するにしましてもかなりのコストが
かかることから、土地所有者であります J A 阿蘇に無償譲渡することが最も適切であるとの
判断に至った次第でございます。先般、J A 阿蘇との協議が整いましたので、今回御提案申
し上げるものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 25 議案第 39 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 26 議案第 40 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 27 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 28 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 29 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 30 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 31 議案第 45 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 25、議案第 39 号から日程第 31、議案第
45 号までの「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」7 件を会議規則第 35 条の
規定により、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 25、議案第 39 号から日

程第 31、議案第 45 号までの 7 件を一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案第 39 号から議案第 45 号までについて、経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（藤田浩司君）** ただ今一括議題とさせていただきました議案第 39 号から議案第 45 号までの 7 件、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案書の 45 ページをお願いします。議案第 39 号です。

まず、提案理由です。本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、物件の所在につきましては、一の宮町三野字白木山 2351 番の一部です。地目は原野、地積は 1,089 平方メートルです。申請者は記載のとおりで、使用目的は白山展望所での農作物等の物品販売になります。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、使用料は 86 万 4,000 円になります。

46 ページに位置図を添付しております。現地は、県道別府一の宮線沿いの三閑牧野組合の入会地でございます。

続きまして、47 ページをお願いします。議案第 40 号です。

物件の所在は、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は花卉園芸です。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、使用料は 8 万円です。

48 ページの位置図にお示ししているとおり、現地は県道別府一の宮線北側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、49 ページをお願いします。議案第 41 号です。

物件の所在は、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は蔬菜園芸（大根栽培）になります。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、使用料は 50 万 6,000 円です。

現地は、50 ページのとおり、中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、51 ページをお願いします。議案第 42 号です。

物件の所在は、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、使用料は 44 万円です。

現地は、52 ページのとおり、中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、53 ページをお願いします。議案第 43 号です。

物件の所在は、一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 20 日まで、使用料は 46 万 5,000 円です。

現地は、54 ページのとおり、上荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、55 ページをお願いします。議案第 44 号です。

物件の所在は、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部及び荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで、使用料は 57 万円です。

現地は、56 ページのとおり、中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、57 ページをお願いします。議案第 45 号です。

物件の所在は、一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、使用目的は採草です。使用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、使用料は 3 万円です。

現地は、58 ページのとおり、中荻の草牧野組合の入会地でございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 32、同意第 1 号「阿蘇市教育長の任命について」及び日程第 33、同意第 2 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号及び同意第 2 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 32 同意第 1 号 阿蘇市教育長の任命について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 32、同意第 1 号「阿蘇市教育長の任命について」を議題といたします。

教育長より退席の申出があつておりますので、これを許したいと思います。

〔教育長 退席〕

○議長（菅 敏徳君） 総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書 59 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 1 号、阿蘇市教育長の任命について、御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、現在の教育長であります坂梨光一氏が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期の満了を迎えられます。引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

改めまして、任命を行いたい方は、坂梨光一氏、再任でございます。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間、欠格事項につきましては非該当でございます。

経歴等につきまして、60 ページをお願いします。住所、生年月日につきましては、記載

のとおりでございます。略歴としまして、平成 31 年 3 月に阿蘇市立一の宮中学校長を最後に御退職、その後、阿蘇市教育委員会学校教育指導主事を経て、令和 3 年 4 月 1 日から阿蘇市教育委員会教育長として御活躍をいただいております。

以上、御提案申し上げますので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、同意第 1 号について採決を行います。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号は、原案のとおり可決されました。

坂梨光一様の入場をお願いいたします。

〔教育長 入場〕

○議長（菅 敏徳君） ただ今決定いたしました阿蘇市教育長、坂梨光一様より御挨拶を賜りたいと思います。どうぞ答弁台へお願いいたします。

教育長。

○教育長（坂梨光一君） このたび教育長再任に際しまして、議会議員の皆様方に同意をいただきまして、改めて阿蘇市の教育の充実・振興に関わるというその重積におきまして、大変身の引き締まる思いでいっぱいです。1 期 3 年の成果と課題を真摯に受け止めながら、引き続きこれからの未来社会を切り拓いていく子どもたち、そしてまた阿蘇市民の皆様お一人お一人が生涯において学び、そして活躍できる環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様方の御指導、御支援を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ありがとうございます。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。

日程第 33 同意第 2 号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 33、同意第 2 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

観光課長より退席の申出がっておりますので、これを許したいと思います。

〔観光課長 退席〕

○議長（菅 敏徳君） 総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 61 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 2 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

現在の教育委員であります西本貴志氏が令和 6 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となりますことから、後任の阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

新たに任命を行いたい方は、今村聡氏、新任でございます。任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間、欠格事項につきましては非該当でございます。

経歴等につきまして、62 ページをお願いします。住所、生年月日は、記載のとおりでございます。職歴としまして、御卒業後、民間を経て、現在は、株式会社いまきんにお勤めの傍ら、令和 5 年 4 月から阿蘇市立内牧小学校 P T A 会長を務められております。

以上、御提案申し上げますので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、同意第 2 号について採決を行います。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 15 分 散会